



Aichi Sky Expo COVID-19 感染防止ガイドライン

Ver.8【主催者様用】

2021年3月10日
愛知国際会議展示場株式会社

■はじめに

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)等を踏まえ、愛知国際会議展示場株式会社として定めたものです。

尚、本ガイドラインは政府／新型コロナウイルス感染症対策専門家会議／愛知県等から発信されるガイドライン等の変更などにより、随時改定することがあります。

■感染防止ガイドライン

1-1. イベント参加者の人数の目安

3月1日以降の催物開催のイベント参加者の人数の目安につきましては、4月11日までの間、「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」2月26日付け事務連絡等を踏まえた取り扱いとします。

	収容率	人数上限	営業時間短縮
経過措置 (約1か月、 ~4/11)	大声なし※1 100%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注:大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後、20,000人に緩和	都道府県の判断
↓			
その他都道府県	大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方※3	なし
	注:エビデンスに基づく収容率緩和を検討	注:エビデンスに基づく収容率緩和を検討	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔をもうけなくともよい。
すなわち収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※5 必要な感染防止策(後記)が担保されることが前提。



イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・売店等の密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは、隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限り。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保。 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限、人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止。十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通いサービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入。
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催お見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業務別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保。 ②密集の回避。③飲食制限。④大声禁止。⑤催物前後の行動管理。⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

*上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
 - ・ **マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
 - ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
 - ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
 - ・ **大声を出さないこと**の担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**
 - ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、**目安の人数上限等を下回る制限の実施**
 - ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
 - ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等で密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、
可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**
- ※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

1-2.各種関係ガイドラインの遵守

各関係業界が策定しているガイドラインを遵守していただくとともに、催事ごとの調整事項が異なる場合もあるため、Aichi Sky Expo の運営担当者との事前打ち合わせをお願いします。

2-1.感染者発生リスク軽減・抑止・管理の体制

- ・イベント開催に伴う各関係者（主催者／スタッフ／出展者）および来場者に対し、**健康チェック（検温、その他諸症状の有無）**を実施すること。
- ・すべての期間において、**主催者／スタッフ／出展者／来場者全員のマスクの着用を必須**とする。**マスク未着用の場合は、入館させないよう対応**すること。
- ・主催者／スタッフ／出展者／来場者が通行する**各箇所に消毒液の設置をし、手指の消毒対応を必ず実施するように案内**すること。
- ・スタッフ／出展者／来場者が接触する機材（例：机、いすなど）は使用頻度に関わらず、**毎回消毒殺菌対応をおこなう**こと。
- ・換気について、通路口／搬入出口などを開放することで換気状況を向上させること。すべての期間において、イベント開催などに支障がでない範囲で実施すること。
- ・すべての期間において、スタッフ／出展者／来場者の体調不良が発生した場合の対応として、**極力、医療従事者の常駐、または保健所・医療機関への早期連絡・引き渡しの体制を整えておく**こと。
- ・参加者名簿等による連絡先等の把握や、政府により導入されている接触確認アプリ等の活用により、**感染の把握や追跡等が可能となるよう強く推奨**すること。（関係者は導入の徹底）
- ・すべての期間において**臨時の喫煙所**を設ける際は、**屋外に設置**すること。
その際、**設置個所へのサイン**（会話は極力控える、利用者同士の距離を空ける、喫煙後は速やかに退出する。）を掲示すること。

2-2. 感染防止体制の案内告知

- ・イベント開催前から Web などによる告知において、「検温／マスク着用の必須／各出入口での手指の消毒」、以下の諸症状者の来場のお断り(37.5 度以上の発熱／咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐)／来場予定日 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合」を掲載すること。
- ・すべての期間中、スタッフ／来場者向けに密集注意の案内(看板・アナウンス)を定期的を実施すること。

3. 運営面での対策要件

【待機列／入退場口】

- ・待機列が予想される場所では、間隔目印:床面に「**十分な人と人との間隔(1m)**」で目印・デザインを敷設すること。
- ・来場者が待列している場所では、「**十分な人と人との間隔(1m)**」を空けることとし、スタッフによる待機列のコントロールを実施すること。
- ・待機列が長蛇になり列間隔の密集が懸念される場合は、一時的な列の解除(整理券などの配布)を実施し、密集エリアを無くすこと。
- ・一方通行等の強制動線は、密を避ける別通路への抜け道・広場を可能な限り設置すること。

【スタッフ／出展者／来場者の接触機会】

- ・スタッフ／出展者／来場者の接触を極力避けるための工夫(キャッシュレス決済、チケットレス入場)をおこなうこと。手渡しによる対応が発生する場合は、アクリル板・ビニールシートの設置やスタッフの手袋着用などをおこなうこと。
- ・来場者にむけて行う説明や案内は、「フェイスシールド・マスク」など感染防止を徹底したうえで実施すること。
- ・不特定多数の来場者が接触する可能性があるサンプル品／見本品などの利用は極力避けること。どうしても利用が必要な場合、サンプル品／見本品の消毒殺菌対応を頻繁に実施すること。
- ・ホール内での来場者用通路幅は約 3m を推奨とするが、会場の広さ・小間面積に合わせ個別に決定すること。

【座席仕様の接触対策】

- ・セミナー感染防止策として、登壇者と最前列の席との距離は飛沫到達距離である最低 2m 以上空けること。
- ・聴講者同士の感染防止対策のため、必要に応じて座席の間引き等の対応をおこなうこと。
- ・4 名座席の使用については、対面席の利用は避けられるよう設置段階での工夫をすること。
- ・やむを得ず対面で接する場合は、透明なパーティションを設置するなど、飛沫感染防止対策をおこなうこと。
- ・頻繁に利用者が変わる仕様の場合は、その都度利用した設置品(机・椅子など)の消毒殺菌対応を実施すること。



【飛沫感染予防対策用ビニールシート・消毒液】

- ・火気使用設備、器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。
ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防火製品など）を使用すること。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
- ・消毒液は、消防法上の危険物に該当するアルコール（60wt%以上）のものは、設置する製品の注意事項を遵守した上で、最低限の量（おおむね 1 か所あたり 500ml 以下）を設置すること。

【Aichi Sky Expo 感染防止対策 運用手引き】

- ・イベント内容を計画するにあたり、「Aichi Sky Expo 感染防止対策 運用手引き」を確認の上で、イベントのプランニングをおこなうこと。

■参考資料

- ・内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
（令和 3 年 2 月 26 日発出）
- ・愛知県
「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」
「緊急事態宣言」の解除に伴う「嚴重警戒宣言」及び「愛知県嚴重警戒措置」の発出について
（令和 3 年 3 月 1 日発出）
- ・一般社団法人日本展示会協会
「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」（令和 3 年 2 月 17 日改定）
- ・一般社団法人コンサートプロモーターズ協会／一般社団法人日本音楽事業者協会
一般社団法人日本音楽制作者連盟
「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・公益社団法人全国公立文化施設協会
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・一般社団法人ビジネスイベント支援協会
「安全にビジネスイベントを実施するためのガイドライン」

■本件に関する問い合わせ

Aichi Sky Expo 広報チーム

Tel 0569-38-2365

Mail contact@aichiskyexpo.com